

議会運営委員会 会議記録

1 日 時 令和4年8月30日（火）午前10時00分開会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 委員長 岩堀研嗣
副委員長 諸角由美
委員 鷹野聰
委員 D E L I
委員 関根ジロー
委員 高橋伸之
委員 石井勇
委員 宇津野史行
委員 城所正美人
委員 末松裕人

4 議長 市川恵一

5 出席事務局職員 事務局長 鈴木章雄
庶務課長 根本真光
議事調査課長 川野仁
議事調査課長補佐 飯澤幸
議事調査課長補佐 鈴木紀
議事調査課長補佐 大西真
議事調査課長補佐 高水真一郎
議事調査課長補佐 河嶋宏
議事調査課主査 粕井俊二
議事調査課主査 滝沢義康
議事調査課主任主事 柴田智明

6 会議に付した事件

- (1) 請願陳情について
- (2) 提出議案について
- (3) 議案付託表について
- (4) 予定表及び日程表について
- (5) 一般質問について
- (6) 決算審査特別委員会について

- (7) 決算の審議における討論時間について
- (8) 令和4年11月臨時会・12月定例会会議予定表（案）について
- (9) その他

7 会議の経過及び概要 委員長開会宣言
議長挨拶
議事
傍聴議員 ミール計恵議員、中西香澄議員、
岡本優子議員
傍聴者 6名

(1) 請願陳情について

岩堀研嗣委員長

まず、議題の（1）請願陳情についてを議題といたします。

今定例会には、請願4件、陳情3件の計7件が提出されております。事務局より説明願います。

議事調査課長

それでは、説明させていただきます。

請願・陳情付託表をお願いいたします。

今期提出のございました請願につきましては、請願第1号から第4号までの4件が提出されており、1,103名分の署名が添えられております。

請願につきましては、請願権の関係から議会に付議することになります。事務局といつしましては、請願第1号から第4号までの4件について、審査を付託する委員会は、所管の教育環境常任委員会に付託することを提案させていただきます。

なお、請願であることから、お手元の請願付託表には、既に委員会名を記載いたしておりますので御理解いただきたいと思います。

岩堀研嗣委員長

請願4件について、何かありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

岩堀研嗣委員長

ないようですので、請願第1号から第4号までの4件については、事務局からの提案どおり、教育環境常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

岩堀研嗣委員長

それでは、さよう決定いたします。

次に、陳情第4号から第6号の3件について、まず、陳情第4号を事務局より説明願います。

議事調査課長

陳情につきましては、議会に付議するか否か、また、付議した場合に、どの委員会に付託して審査するかを決定いただきます。

陳情第4号につきましては、昨年の9月定例会に、同じ団体から委員会のインターネッ

ト公開を求める陳情が提出され、議会運営委員会で審議されたことがございます。議会に付議することとなりますと、審査は所管の委員会へということになりますが、議会の運営に関する事実である事から、昨年同様、議会運営委員会に付託することになると考えます。

岩堀研嗣委員長

陳情第4号について、何か意見等があればお願ひいたします。

鷹野聰委員

こちらの建設的議論の開始を求める陳情ということなのですけれど、これは陳情という形態をとっているのですけれど、実質単なる要望ではないかと思うのですが、これはどうなのでしょうか。どうなのでしょうかと言われても答えられないですよね。という形なので、では、建設的議論の開始を求めると言って、その先に何があるのかというと、前回提案がありましたインターネット公開ということを実現したいと。ただ、それは前回、不採択という形になっているかと思いますので、もうこれ、付議する必要はないのではないかと私は考えるのですが、今、考えますということで……。

D E L I 委員

逆に1年たっていますし、この時も陳情に書いてあるとおり、反対というよりは解決すべき課題があつたりとか、時期尚早という意見もあっての不採択になっているので、それプラス建設的議論を開始してほしいということなので、そういう話し合い、どうやったら実現できるのかという話し合いを始めてもいいのではないか、話をするためという意味では、付議して話をしたほうがいいのではないかと思います。

宇津野史行委員

この陳情者の意見を拝見するに、建設的議論の開始を求める陳情、先ほどお話をあつたとおりありますが、では、この1年前、我々が9月定例会でこの審査をして、当然その委員会の場ではかなり議論が出たと思います。ただし、その後、議会の中で、改めてこの議題をもとに、建設的議論が開始されたとはなっていないかと考えております。こうした意味では、願意として、議会に建設的議論を開始してほしい、この願意は、陳情としては、極めて至当かと思っております。

同時に、例えば、この不採択とすべきとした委員、会派、その理由というものが、次のページに書いてありますが、その中で問題を精査してとか、課題がクリアになれば主体的に進めていくべきだと考えている、こうした課題を精査したり、議論をしていく必要があるといった向きの反対理由もある。

ただ、実際は、先ほど申し上げたとおり、我々議会の中での議論が開始されてはいない。そこも含めて、この必要性を含めて、またどのような課題を解決していくかといったものについて、議論の場という意味でも、今回の陳情の付託、そして議論というものは極めて

大事だと個人的には考えておりますので、ぜひ委員会、議会運営委員会になるのでしょうか
けれども、付託をして議論を進めるべき今日的課題ではないかと思っております。

同時に、コロナ禍でもありますし、市民の皆さんに、いかに議会を開くかという意味で
も、時期的な意味でも大事な課題かと思っておりますので、ぜひ付託をしていただきたい
と思っています。

岩堀研嗣委員長

ほかに意見はありますか。

鷹野聰委員、先ほどは付議しないというお考えでよろしいですか。今、付議しないと付
議するという方で分かれていますが、このまま採決に移ることになると思いますが、よ
ろしいでしょうか。

鷹野聰委員

はい。このまま……。

岩堀研嗣委員長

それでは、意見が分かれているようですので、採決したいと思います。

まず、陳情第4号を採決します。

お諮りいたします。

陳情第4号を議会に付議することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

岩堀研嗣委員長

起立少数であります。

従って、陳情第4号は議会に付議しないことに決定いたしました。

次に、陳情第5号及び第6号について、事務局より説明願います。

議事調査課長

陳情第5号及び第6号につきましては、どちらも同じ市内、個人の方から提出されたものでございます。いずれも、松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業に関連した内容でございますので、付託することになりますと、建設経済常任委員会になると考えております。

岩堀研嗣委員長

陳情第5号及び第6号について、何か意見等があればお願いいいたします。

宇津野史行委員

同じ陳情者ということですが、全く違う陳情なので、これは別々にそれぞれ議論すべきではないかと思っています、まず議論の進め方として。

関根ジロー委員

一括ですか。

岩堀研嗣委員長

はい、一括で。

関根ジロー委員

まず、第6号なのですけれど、陳情者の思いはすごく共有しているのですが、一方で書かれている、いわゆるアンケートについては、当時の建設経済常任委員会から、執行部の反対者の受け取り方について、恣意的なのではないかという話は、私の会派から指摘をしていました。陳情の要旨については、私の会派としては踏まえた上での議論を行ってきたつもりですし、かつ討論、あるいは賛否についても、この要旨を踏まえた上での議論をしてきたと、私の会派は思っているのです。

そういう考え方からすると、改めて百条委員会を設置することについては、仮にこの情報を知らなかったとか、あるいは、私たちが知っていた情報よりももっと悪質だったという話だったら、議論の余地があると思うのですけれど、この間の議会の議論を踏まえた中での範囲内の話なので、百条委員会というところまでは乗れないのかと思っていますので、そもそも付託するかについては、少し難しいのかと思っています。

それから第5号については、これについても思いはわかるのですけれども、これも裁判の話についてだと思いますので、議会で議論するのかどうかということは、あまりダイレクトに議会が関わるものではないと認識していますので、付議についてはどうかと思っています。

宇津野史行委員

まず、陳情第5号に関してですが、これは情報公開に係る対応についての明確化を求める陳情ということが書いてあります。見ますと、新松戸駅東側地区土地区画整理事業に関する情報公開を求めたところ、公文書非開示という形だった。それに対して不服で提訴を行った。一審判決としては、市の非開示の対応が正しいという結論になり、この方は敗訴された。

それに対し二審を行って、その途中で、なぜか知らないけれど、市側が非開示でオーケーですという判決が出ているにもかかわらず、いきなり一部開示してきたために、開示されましたねということで、何か裁判は負けてしまいましたという話なのです。

だから、そう考えると、市の対応が非開示と言っておいて、それが裁判所の決定で正当性が認められたにもかかわらず、その後一部を開示してきたことにより、裁判に敗訴して

しました。この市の対応というものが、一貫性を欠いていることは、この流れから察するに感じ取れることではありますので、市の一貫性を欠く態度が、市民に対して不利益になってしまっているという実態は、きちんと事実関係を確認する必要があるかなと感じたところです。

ですから、この陳情第5号に関しては、ぜひ付託をして、事実関係を確認して、市の情報公開に対する手続を整理していく必要があるのではないかと考えています。

次です。第6号に関してですが、先ほど関根ジロー委員からお話をありました。確かに市民の合意、意向調査のあり方については、我々会派のみならず、多くのところから、その正当性について疑問や問題点の指摘、そして再度の意向調査等が図られてきました。それでも十分に納得できるものではなかったわけです。

ただ、これに関しては、いまだにこの問題は議会において、私個人的にも解決したと思っておりません。今後のさらなるこの問題での議論の一つの取っかかりにはなり得ると思っていますので、現在議会でも継続中なのです。そういう意味では、その議会の議論を、今後とも陳情者の方には情報提供いただくとともに、推移を見守っていただければと思っています。

同時に、今回この陳情の文言にはございませんが、百条委員会の設置の要望を別途送つていただいたところ、百条委員会そのものについて、この陳情者の方のお考えというものが、また本来の百条委員会のあり方と、また少し違ったものをイメージされているような印象を受けたものですから、そうなってきますと、そもそもこの陳情を議論し、仮に採択したところで、この陳情者の願意に沿うことができない可能性も出てきてしまうですから、この辺りをもう少し整理していただいた上で、もしあまだお出しitただくということであれば、改めてお出しitただく形をもって対応するべきかと考えましたので、第6号については、今定例会、委員会で付託という形は取りづらいかと思っているところです。

高橋伸之委員

まず、陳情第5号につきまして、内容としては裁判で争っている案件である。それから訴訟手続の中でのやりとりであるということ、そして情報公開審査会という不服申し立てをする附属機関があることなどから、議会で議論することがなじむものではないと考えます。

それと陳情第6号については、同一人物の方が同一の案件で陳情を出しておられます。土地区画整理事業として県から事業認可を受けた事業でありまして、千葉県都市計画審議会での審議を経て実施しているものであります。また、併せて土地区画整理法に基づいて、地権者代表も入った土地区画整理審議会での審議を行っているので、課題があれば、そのようなところで検討すべきだと思料されます。よって、この陳情に関しましても、議会での議論にはなじまないものかと考えます。

岩堀研嗣委員長

ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

岩堀研嗣委員長

ないようでしたら、意見が分かれているようですので、別々に採決をしたいと思います。
まず、陳情第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第5号を議会に付議することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

岩堀研嗣委員長

起立少数であります。

したがって、陳情第5号は、議会に付議しないことに決定いたしました。

次に、陳情第6号については、議会に付議しないということでおよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

岩堀研嗣委員長

異議なしですので、さよう決定いたします。

傍聴者の方は、ここで退室をお願いいたします。

- (2) 提出議案について
- (3) 議案付託表について

岩堀研嗣委員長

次に、議題の（2）提出議案について及び議題の（3）議案付託表についての2件を一括して議題といたします。

事務局より説明願います。

議事調査課長

まず、議題の（2）提出議案についてですが、今期定例会に市長から提出された議案は、令和3年度決算の認定が11件、令和4年度補正予算が4件、条例の制定が1件、条例の一部改正が13件、条例の廃止が2件、規約の一部改正が1件、公平委員会委員の選任、固定資産評価審査委員会委員の選任の人事案件が2件の合計34件です。

また、当初議案として提出された人事案件につきましては、原則としまして、招集日に議決することとなっていることから、ただいま説明いたしました人事案件2件につきましては、8月31日に議決していただくこととなりますのでよろしくお願ひいたします。

次に、議題の（3）議案付託表についてですが、議案付託表（案）を御覧ください。

まず、総務財務常任委員会につきましては、議案第17号、第21号から第33号、第36号及び第37号の16件を、次に、裏面となりますが、健康福祉常任委員会につきましては、議案第19号の1件を、建設経済常任委員会につきましては、議案第20号、第34号及び第35号の3件を、それぞれ付託することを提案いたします。

また、最下段に記載の議案第18号、令和4年度松戸市一般会計補正予算（第5回）につきましては、市庁舎建て替え等に関連した議案でございますので、公共施設再編検討特別委員会に付託することを提案いたします。

なお、教育環境常任委員会につきましては、今回は、先ほどの請願審査のみであり、付託する議案はございません。

岩堀研嗣委員長

議案の付託先については、ただいまの説明のとおりでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

岩堀研嗣委員長

それでは、さよう決定いたします。

(4) 予定表及び日程表について

岩堀研嗣委員長

次に、議題の（4）予定表及び日程表についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

議事調査課長

お手元の令和4年松戸市議会9月定例会会議予定表により説明をいたします。

8月31日の招集日につきましては、開会後、まず、諸般の報告として、市長から令和3年度松戸市一般会計継続費精算報告書ほか4件、監査委員から、定期監査の結果について、ほか4件の提出があった旨の報告がございます。

続きまして、議長からの報告として、6月定例会において可決されました意見書3件について、6月30日付で国会及び関係行政庁にそれぞれ提出した旨の報告並びに議会活動等の事務報告がございます。

その後、議事に入りまして、日程第1、会議録署名議員の指名ですが、今期定例会は、43番、末松裕人議員、44番、中川英孝議員の2名にお願いする予定です。

次に、日程第2、会期の決定ですが、今期定例会は、8月31日から9月28日までの29日間の予定となっております。

次に、日程第3になります。議案第38号及び第39号の2件の人事案件を議題とし、提案理由の説明、質疑、議長発議により委員会付託省略、討論、その後、採決となります。質疑通告はございませんでした。また、討論につきましては、通告制ではなく、挙手により議長からの指名で行われますのでよろしくお願いします。採決は、議案ごとに諮ることとなります。

次に、日程第4、認定第1号から第11号及び議案第17号から第37号までの32件を一括議題とし、提案理由の説明となります。以上で、招集日は散会となる予定です。

次に、一般質問ですが、一般質問は当初5日間で予定されておりましたが、8月1日に開催した議会運営委員会で、コロナ禍における対策として、一般質問時間が25分となりました。これにより当初の予定から1日の短縮が可能となったため、一般質問を9月1日、2日、5日、6日の4日間とし、7日は休会としてはいかがかと考えております。

9月6日が一般質問最終日となった場合の日程ですが、日程第1の一般質問終了を日程第2として、認定第1号から第11号までの11件を一括議題、質疑、動議により決算審査特別委員会の設置となります。動議予定者は、11番、篠田哲弥議員にお願いする予定でございます。動議可決後、委員を指名、本会議を休会して、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選となります。決算審査特別委員会につきましては、昨年同様、分科会を設けての審査となります。

決算審査特別委員会の詳細につきましては、後ほど、議題（6）で改めて説明させていただきます。決算審査特別委員会の正副委員長互選後、本会議を再開して、互選結果の報告となります。

次に、日程第3で、議案第17号から議案第37号までの21件を一括議題、質疑、各委員会に付託となります。

なお、質疑時間の持ち時間につきましては、8月1日開催の議会運営委員会で、コロナ禍対策として1人当たり10分と決定しております。

次に、日程第4で、請願を一括議題とし、各委員会に付託となります。常任委員会の開催予定ですが、9月9日、総務財務常任委員会、裏面になりますが、12日、健康福祉常任委員会、13日、教育環境常任委員会、14日、建設経済常任委員会を、それぞれ午前10時から、いずれも第2委員会室での開催を予定しております。

さらに、公共施設再編検討特別委員会につきましては、あらかじめ公共施設再編検討特別委員会の正副委員長と相談させていただきまして、9月8日、10時から第2委員会室での開催が予定されております。

また、9月15日からの決算審査特別委員会分科会は、15日、健康福祉分科会、16日、教育環境分科会、20日、建設経済分科会及び21日、総務財務分科会が、それぞれ午前10時から第2委員会室で、さらに、全体会は9月26日、午前10時から議場での開催を予定しております。

そして9月28日の最終日は、日程第1で、認定第1号から第11号までの11件を一括議題、決算審査特別委員長報告、質疑、討論、採決となります。

次に、日程第2で、議案第17号から第37号までの21件を一括議題とし、各委員長報告、質疑、討論、採決となります。

次に、日程第3で、請願を一括議題とし、各委員長報告、質疑、討論、採決となります。

そして、日程第4で、所管事務の継続調査の許可となります。

もう一度、会議予定表の表面に戻っていただきまして、9月1日、午前10時が意見書等の提出期限に、9月2日、午前10時が議案質疑通告期限となります。さらに、裏面になりますが、9月27日、正午が討論通告期限となっておりますので、よろしくお願ひします。

岩堀研嗣委員長

ただいまの説明については、よろしいですか。

宇津野史行委員

公共施設再編検討特別委員会が9月8日、9月9日に総務財務常任委員会ということなのですが、一般会計補正予算の第4回が総務財務常任委員会で、第5回が公共施設再編検討特別委員会なのですね。これ、順番が入れ替わってしまったりすることで、何か齟齬が生じたりということはしないのでしょうか。あまり問題ないですか。大丈夫……。

岩堀研嗣委員長

大丈夫ということです。

宇津野史行委員

大丈夫なのですね。わかりました。

岩堀研嗣委員長

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

岩堀研嗣委員長

ないようでしたら、さよう決定いたします。

(5) 一般質問について

岩堀研嗣委員長

次に、議題の（5）一般質問についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

議事調査課長

今期の一般質問につきましては、持ち時間を1人当たり25分と、8月1日の議会運営委員会で決定いたしました。そのような状況の中、30人から通告がございました。人数割りですが、正副議長と議会運営委員会正副委員長と予定しております、8人、8人、8人、6人をお願いできればと考えております。

岩堀研嗣委員長

人数の割り振りについては、提案のとおりでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

岩堀研嗣委員長

それでは、さよう決定いたします。
ほかに一般質問の通告内容について、何かありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(6) 決算審査特別委員会について

岩堀研嗣委員長

次に、議題の（6）決算審査特別委員会について、事務局より説明願います。

議事調査課長

決算審査特別委員会につきましては、議会選出の監査委員を除く36名の議員で構成する委員会を設置し、常任委員会を単位とする分科会を設けます。日程としましては、一般質問最終日となります9月6日、一般質問が終了し、決算議案への質疑が行われた後、動議により、決算審査特別委員会を設置いたします。委員指名後、本会議を休憩、直ちに特別委員会室にて、正副委員長互選を行います。なお、特別委員会の正副委員長につきましては、各常任委員会の正副委員長を除いての選出となります。常任委員会の正副委員長が除かれますのは、分科会の正副委員長を務めていただくものでございます。

分科会での審査は、先ほども触れましたが、9月15日、16日、20日、21日の4日間で、休会を挟みまして、26日は、決算審査特別委員会の全体会を、昨年同様、議場にて開催しまして、各分科会報告、質疑、討論、採決となります。

分科会報告につきましては、まず、一般会計議案の審査を担当した4分科会から順次報告をいただきます。その後、特別会計及び企業会計の議案審査を担当した健康福祉分科会及び建設経済分科会から、それぞれ一括して報告いただきます。

また、質疑につきましては、分科会報告に対する質疑となります。さらに討論につきましては、議案ごと、各会計に対して行っていただくことになります。本会議での討論の持ち時間につきましては、議題（7）で説明させていただきます。

最後に、決算審査特別委員会分科会の予算科目の割り振りについて御説明いたします。お手元の令和4年9月定例会・決算審査特別委員会分科会割り振り表にて説明いたします。

資料赤字で記載しておりますが、令和3年度決算より一般会計総務費の総務管理費に新たに市債管理基金が目として設けられ、総務財務分科会で扱うことになりますので、御承知おきください。

岩堀研嗣委員長

ただいまの説明についてはよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

岩堀研嗣委員長

それでは、さよう了承願います。

(7) 決算の審議における討論時間について

岩堀研嗣委員長

次に、議題の（7）決算の審議における討論時間については、各会派、無所属の議員の皆様に御協力いただいているところですが、昨年同様、新型コロナウイルス対策として、換気時間を確保するため、討論時間の短縮を提案させていただきます。

事務局より説明願います。

議事調査課長

お手元の決算討論時間割り当て表を御覧ください。

これまで最終日の本会議において、当議会では、会議時間の関係上、決算審議を午前10時から開始し、12時15分までに終了することとしておりました。このため決算審査特別委員会の審議の討論時間を120分間とし、議会運営委員会で承認いただいた算式により、各会派等へ担当時間を示しておりました。これに新型コロナウイルス感染症対策としまして、昨年同様、換気時間を短縮し、各会派等の割り振り時間を設定したものが、決算討論時間割り当て表の右側の太枠に示してございます。

岩堀研嗣委員長

ただいまの説明について、よろしいですか。

宇津野史行委員

この決算討論時間の割り当て表に関しては、換気時間はもちろんとるべきですけれども、果たして、13分の討論時間を11分に2分間短縮しましたみたいな話が、本当に感染症の予防対策として有効なのかどうかは本当にわからないです。効果的かあまりにもわからない。この2分短縮したところで何が起きるのかが本当にわからない状況の中で、ここまでして議論時間を、しかも討論ですから、そういう意味では執行部に対しての意見です。それに対して、ここまで削ることにあまり有効性を感じないということが正直なところです。

ただでさえ、もともとの割り当て時間も、果たして全費目に対して十分触れられるかというと、とても触れ切れていないような中で、さらに2分削る、これが本当に有効かということは極めて疑問ですので、最低限従前の割り当て時間は確保しつつ、換気時間も入れて、全体が少し換気時間分長くなってしまうかもしれません、それぐらいして議論時間を見保するということは、必要なのではないかと心の底から思っています。

D E L I 委員

私も同じく換気時間を別に、もともと少ないので、時間が割り当て時間分ぐらいは討論できたほうがいいのではないかと思います。

岩堀研嗣委員長

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

岩堀研嗣委員長

換気時間を短縮した案ですが、それに対して異議が出ておりますので決をとりたいと思います。

それでは、お諮りいたします。

決算の審議における討論時間について、お手元の案のとおり短縮とすることに賛成する方の御起立を願います。

[賛成者起立]

岩堀研嗣委員長

起立多数であります。したがって、決算の審議における討論時間について、短縮とすることに決定いたしました。

それから、先ほどの議題の（6）決算審査特別委員会についてですが、御説明を1件補足させていただきます。決算審査特別委員会の各分科会における各委員の質疑時間については、1予算区分当たり30分を上限の目安とすることが、令和4年2月7日の議会運営委員会で決定しておりますので、御承知おきください。

宇津野史行委員

1予算区分ごとに30分、前回、予算審査特別委員会でやったやり方です。それ自体は、前回はうまく機能していたと思っています。足りない局面もやはりあるのですけれど。総務費の中で、総合政策と公共施設再編とか、めじろ押しのところは30分で足りないというところもあったのですが。

1点だけものすごく気になったのは、病院の問題で、執行部側の説明がおかしかった。東松戸病院の病床削減は、東松戸病院の閉院とは関係ありませんということを言って、いやいや、私は東松戸病院の閉院を受けて、削減するのだと書いてあるのではないかと資料を示して、そこで一悶着あったのです。

そうした審議の前提条件として、執行部の説明が事前に説明をいただいている資料、皆さんにお持ちの資料と、また食い違っているような、議論の前提を欠くような事態になつた時に、その部分の追及も含めて30分は、よくないと思っていて、議論の前提を欠くようなことはまずないです。ただ、そうした場合には時計をとめるなりして、議論の前提になつていなかつたと、その部分を整理した上で、では、ここが整理できたので質疑に戻ります。そこからまた時計を開始。こういった少し柔軟な対応をしていただかないと、きちんと議論ができるかと思っていますので、今ここでどうこうというわけではあります

せんが、そういうこともあり得る。それを踏まえての30分目安というところを、お含みおきいただければと思っています。

岩堀研嗣委員長

そうですね。あくまでも30分目安としておりますので、各委員長の御判断というところかと思います。

(8) 令和4年11月臨時会・12月定例会会議予定表（案）について

岩堀研嗣委員長

次に、議題の（8）令和4年11月臨時会・12月定例会予定表（案）についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

議事調査課長

11月臨時会及び12月定例会の会議予定表につきましては、第21期議員の決定事項であります。議会運営を円滑に行うため、最終的な内定をお願いできればと考えております。

松戸市議会議員選挙の投票日が11月20日、第20期議員の任期満了日が11月26日となっております。このことを前提に、議会に空白期間を置かないという趣旨で、予定表（案）を作成しております。

当選証書付与式が11月22日に予定されており、第21期議員説明会の開催を11月25日に予定しております。この説明会は、第21期議員の任期前であり、非公式な会議となります。

臨時会の招集告示は、第21期議員の任期開始前の11月24日にお願いし、11月28日に臨時会の開催予定となり、議会の構成が決定されることになります。

12月定例会につきましては、11月30日に招集告示日、12月2日、午前11時が一般質問通告期限、6日に議会運営委員会、7日に定例会招集日、その後、一般質問、各常任委員会を経て、12月23日を最終日とする予定でございます。

請願・陳情の提出期限は、11月24日、正午となります。

新型コロナウィルス感染症の状況等により、会議予定に影響する可能性がある場合には、皆様に御協議いただきたいと考えております。

なお、お手元の予定表（案）につきましては、議員の動きを入れたものとなっており、市民などに対しては、議員の動きを抜いたものを予定しております。

なお、この予定表（案）につきましては、明日の招集日に各議員へ配付させていただきます。

岩堀研嗣委員長

ただいまの説明に対し、何か質疑等はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

岩堀研嗣委員長

なければ、さよう決定いたします。

この予定表はただいまの説明のとおりですので、取り扱いには御注意願います。

(9) その他

岩堀研嗣委員長

次に、議題の（9）その他ですが、事務局から何かございますか。

議事調査課長

4件ございます。

まず1件目、定例会中に開催が予定されている会議につきましては、お手元に配付の定例会中に開催が予定される会議一覧に記載のとおりでございます。このほかに開催される場合には、正副委員長と協議の上、各委員に連絡させていただきます。

2件目につきましては、定例会出席時の服装についてです。10月31日までは節電ビズ期間となっておりますので、引き続き、上着着用、ノーネクタイでお願いいたします。さらに、会議中上着をとることにつきましては、議長、委員長の判断でお願いすることになりますので、よろしくお願ひします。

3件目につきましては、写真撮影についてです。本会議の写真撮影につきましては、秘書課から許可申請が出ておりますので、よろしくお願ひします。

最後に、本日配付しました議案につきましては、会議終了後、大変申しわけないのですけれど、回収させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

岩堀研嗣委員長

委員の皆さんから何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長散会宣告
午前10時52分

委員長 署名欄	
------------	--